

進者、文首等祖。

〔古事記傳三十三〕吉師は伎師と讀べし、次の和邇吉師も同じ、然るを延・佳本に、吉をば上へ屬て。
〔古事記傳三十〕吉師キシと云シテ某師云々稱ハシは、書紀に吉士某、また某吉士某、なご云シテ某吉士某る名多しソナマれに書シテシモりに吉シテシモ是なり、此はもと新羅國の官、十七等の中の第十四を、吉士キシと云シテ某吉士某よし、漢籍北ヒツクヒに見えたれば、皇國にても、其を取て藩人の品に用ひられたりと見えて、繼體卷に吉士老敏達卷に吉士金子、吉士木蓮子、吉士譯語ヨサ彦、また安康卷に難波吉士日香蚊、雄略卷に日鷹吉士堅磐固安錢、難波吉士赤目子など、なほ卷に多く見えたり、其居地シテ某吉士云々を以て、某吉士シテ某吉士云々云シテ某吉士云々るなり、さて後に、さて此吉士シテ某吉士云々者シテ某吉士云々の事を記せ、卷に多く見えたり、其居地シテ某吉士云々を以て、某吉士シテ某吉士云々云シテ某吉士云々るなり、さて此吉士シテ某吉士云々者シテ某吉士云々の事を記せ、是を以て思に、もと韓國より歸化居アヘリ者アヘリを、此品になし賜ひて、子孫も其職を繼ツゲりと見ゆ、此阿知吉師、和邇吉師も、其類なり、但し、此人々シテ某吉士云々書紀には吉士シテ某吉士云々は見えざるを思ふに、此御世にはいひて、此人々シテ某吉士云々をもおして吉師シテ某吉士云々語り傳シテ某吉士云々へたるに、さざれど此はいゝありけむ、此時は、いまだ新羅の官名シテ某吉士云々を取シテ某吉士云々たし。

〔職官志〕王人奉使治韓曰宰、姓氏錄、彼俗稱宰爲吉、我取其稱、乃名遣韓使官曰吉士、一作吉師、音同也。

〔拾芥抄中本錄〕勝

〔日本書紀雄略〕十五年、秦民分散、臣連等各隨欲驅使、勿委秦造、由是秦造酒、甚以爲憂、而仕於天皇、天皇愛寵之、詔聚秦民賜於秦酒、公仍領率百八十種、勝部奉獻庸調絹縑、充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐、佐一云禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也。

〔書紀集解雄略〕按勝部、勝蓋優勝之義、諸秦氏之中優勝織工者、

〔古事記傳三十三〕賜姓は賜號ナとこそあるべけれ、禹豆麻佐は姓には非ず、此後も姓はなほ秦なるをや、さて此號の意、禹豆は今言にも物を多く積たる貌なごを、宇豆高しこ云に合へり、万葉